

## 連盟長等の選考に関する規程（定款施行規則第6条）

（目的）

第1条 この規程は、定款第34条に規定する連盟長及び副連盟長の選考について必要な事項を定める。

（選考）

第2条 理事会は名誉会員の中から選考する連盟長及び副連盟長の候補者を選考するにあたっては次のいずれかに該当する者を選考するものとする。

- (1) 青少年の健全な発達、スカウト運動の推進・発展に関し特に理解が深く、熊本県内におけるスカウト運動及び県連盟の発展の象徴となるに足り得る者
- (2) スカウト運動、県連盟の発展に長年にわたり特に尽力し、県内のスカウトの模範となる者

（変更）

第3条 この規程の変更は、理事会の決議によるものとする。

（委任規定）

第4条 この規程に定めのない事項については、法令、日本連盟が定める定款・教育規程及びその諸規程の示すところに従って理事会において定める。

附則

この規程は、一般社団法人日本ボーイスカウト熊本県連盟定款の施行の日から施行する。